

各地域の申告相談日程はこちらです

各地域とも予備日を設けておりますが、混雑が予想されます。できるだけ次の相談日程で割り当てられている日に相談できるようご協力ください。

申告相談日程

象潟地域

《2月》

日	曜日	受付時間および地区		会場
		8:40~11:30	13:00~16:00	
5	木	本郷(1班)	本郷(2班)	象潟構造 改善センター (市役所) 象潟庁舎 東側
6	金	長岡	長岡、大飯郷	
9	月	横岡(第1・2支部)	横岡(第3・4支部)	
10	火	小滝(浜道当番)	小滝(浜道・上浜道当番)、大城	
12	木	小滝(中・上当番)	舟岡、目貫谷地、大森	
13	金	西中ノ沢	石名坂、水岡	
16	月	大須郷(坂ノ下西)	大須郷(茶屋長根)	
17	火	大砂川	川袋	
18	水	小砂川1区(1~4組)	小砂川1区(5~6組)、前、越	
19	木	小砂川1区(7~11組)	小砂川1区(12~16組)	
20	金	小砂川2区(17~26組)	小砂川2区(27~33組)、新田	
23	月	立石1区	はまなす	
24	火	関	立石2区、下新山、大城越	
25	水	島、小浜・唐ヶ崎	大町	
26	木	中橋町(東中橋)	中橋町(西中橋)	
27	金	妙見町	荒古屋	

《3月》

2	月	下浜の町、臨海	横町	象潟構造 改善センター (市役所) 象潟庁舎 東側
3	火	上浜の町	駅前	
4	水	浜畑、冠石	下荒屋	
5	木	栄町、向山	上荒屋	
6	金	武道島1・3区	下新町、武道島2区	
9	月	大谷地	上新町、28・29区	
10	火	31・32区	30・33区	
11	水	桜ヶ丘、湯見町1区	湯見町2区	
12	木	松ヶ丘	34区、上狐森	
13	金	鳥の海1区	鳥の海2区、鳥屋森	
16	月	申告予備日		

注) 申告が午前、午後にもわたる場合、地区の班・組・生産班・地域などを()内に表示しています。

申告相談日程

金浦地域

《2月》

日	曜日	受付時間および地区		会場
		8:40~11:30	13:00~16:00	
5	木	大竹(1~3区)		市役所 金浦庁舎 2階 第1会議室
6	金	大竹(4~6区)		
9	月	大竹(7~9区)		
10	火	黒川(下町内、中町)		
12	木	黒川(上町、岩町内)		
13	金	飛		
16	月	赤石		
17	火	前川1区		
18	水	前川2区		
19	木	前川(1~2区)		
20	金	1町内(地藏町区、岡の谷地1区)		
23	月	1町内(岡の谷地2区)		
24	火	1町内(上町1~2区)、2町内(南金浦)		
25	水	2町内(十二林1~2区)		
26	木	夢が丘、桜ヶ丘		
27	金	3町内、7町内		

《3月》

2	月	4町内(花潟区)		市役所 金浦庁舎 2階 第1会議室
3	火	4町内(駅通り区、新町1区)		
4	水	5町内(新町2~3区)		
5	木	5町内(新町2区、木の浦区)		
6	金	5町内(木の浦区)、6町内(新丁1区)		
9	月	6町内(新丁2区、堀切区)		
10	火	6町内(踏切1~2区)		
11	水	8町内(北金浦1~2区)		
12	木	8町内(浜金浦1~2区)		
13	金	8町内(塩焚浜)		
16	月	申告予備日		

申告相談日程

仁賀保地域

《2月》

日	曜日	受付時間および地区		会場
		8:40~11:30	13:00~16:00	
5	木	堺	水沢、寺田	小出地区 老人憩いの家 「けやき」
6	金	百目木	立居地	
9	月	三日市、東畑	樋ノ口	
10	火	畑1	畑2・3	
12	木	桂坂	中野	
13	金	伊勢居地1	伊勢居地2	院内分館
16	月		馬場	
17	火	小国	上小国	
18	水	院内1・2	院内3・4	
19	木		冬師	
20	金	釜ヶ台	上坂、下坂	釜ヶ台地区 老人憩いの家 「はんの木」
23	月	横根1~6	横根7、さくら、石田	市役所 仁賀保庁舎 3階 大ホール
24	火	杉山、ひまわり	田抓	
25	水	芹田1	芹田2	
26	木	三森1・2	三森3・4	
27	金	三森5、鈴9~12	鈴13~17	

《3月》

2	月	鈴1~4・18	鈴5~8	市役所 仁賀保庁舎 3階 大ホール
3	火	両前寺1~4	両前寺5~6、はまなす	
4	水	琴浦1~5	琴浦6~10	
5	木	琴浦11~16	琴浦17~26	
6	金	室沢1~3	室沢4~7	
9	月	室沢8~11	室沢12~15	
10	火	室沢16~19	室沢20~23	
11	水	長瀬、坂ノ下、住吉町、瀬	松田、上町、にかほハイツ	
12	木	田崎、島ノ子、瀬田、瀬	栄町、敷前、旭町、大正町	
13	金	中町、向山、千代吉町	新地、TDK新町社宅	
16	月	申告予備日		

税源移譲による

経過措置について

【住宅借入金等特別税額控除】
平成19年分所得税からの税率改正によって、住宅借入金等特別控除額を所得税から控除しきれなくなる方については、その分を住民税から控除する措置があります。
控除を受けるには、そのための申告書を提出しなければなりません。

申告する場合も市役所で申告する場合もその際に一緒に手続きできます。
○確定申告の必要がない方(年末調整でその年の課税が終了されている方等)：2月5日から各申告会場(3月17日以降は税務課(象潟庁舎)、仁賀保・金浦市民サービスセンター)で手続きをしてください。対象者は源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載のある方です。来庁の際には、印かんと源泉徴収票を持参してください。

※平成19年以降に入居した方は、この経過措置の適用はありません。
※なお、申告書は1月下旬から税務署、税務課(象潟庁舎)、仁賀保・金浦市民サービスセンターに備え付けます。自分で計算し記入をすることが出来る方は、その申告書に記入のうえ、提出(郵送可)していただいても結構です。



申告等に関する

問い合わせ先は：

税務課市民税係
☎43・7505(直通)
金浦市民サービスセンター
☎38・4300(直通)
仁賀保市民サービスセンター
☎32・3030(直通)
本荘税務署
(自動音声でご案内します)
☎22・2335